

国際武道大学における公的研究費の使用に関する行動規範

平成26年4月1日制定

研究支援委員会

この行動規範は、公的研究費を使用する上で、いかなる不正も防止するために、本学の教職員としての取り組みの指針を明らかにするものである。本学の教職員は、以下の指針にしたがって行動するものとする。

- 1 教職員は、公的研究費の使用に当たっては、当該費用の配分機関が定める各種規則及び本学が定める規程等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、常に説明責任を果たすものとして行動しなければならない。
- 2 教職員は、公的資金研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、計画的かつ効率的な使用を行うとともに、実態のない経費の使用や目的外使用、期間外使用など不正な使用を行ってはならない。
- 3 研究者は、個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則を自覚して行動しなければならない。
- 4 事務職員は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動しなければならない。
- 5 教職員は、公的研究費の不正使用が本学におけるすべての教育研究活動に深刻な影響を与えること、更には公的研究費の使用そのものに対する国民の不信等を招く重大な事態であることを十分に自覚し、不正防止に努めなければならない。

(注) ここでいう「公的研究費」とは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文科科学大臣決定)」で示されている国や独立行政法人(他府省を含む)から交付される競争的資金の他、私立大学における私学助成金などのうち、研究活動に使用した資金(学内研究費)も全て含むものとする。